土木工事等と発掘調査に関する手続きフローチャート

事業者が行うもの　伊勢市がおこなうもの　両者でおこなうもの

土木工事等の立案　（調整の開始）

↓

埋蔵文化財の所在の有無についての確認
（伊勢市地理情報システム）

※遺跡範囲は更新されるので、工事計画ごとに確認をお願いします。

［遺跡の範囲内］　［隣接地の場合］　［遺跡の範囲外］

↓

市に確認

↓

予備調査（分布調査等）

［遺跡あり］　［遺跡なし］

↓

文化財の取り扱い協議 → 現状保存等

↓

土木工事等による届出（法第 93 条）

※工事着手 60 日前までに届出

↓

（事業者）→（市）→（県教委）→（市）→（事業者）

県からの取扱いの指示

［発掘調査］　［工事立会］　［慎重工事］　［現状保存等］

↓

試掘調査

↓

取扱い協議

［発掘調査］　［工事立会］　［慎重工事］　［現状保存］

↓

発掘調査の協議・打合せ

↓

本発掘調査　①協定書・契約書　②調査計画書　③調査設計　等

［重要遺跡発見］　［記録保存］

遺跡発見届出（法 96 条）

事業者→市→県教委

↓

発掘調査の協議・打合せ

［変更可］　［変更不可］

整理・報告書作成

↓

設計変更等

現物引渡

不時発見

↓

工事着手